

27 玉沢自然環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 稲荷神社周辺一帯(旭村)
- (2) 指 定 昭和57年2月22日(茨城県告示第258号)

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、地形的に変化を持ち、一部にはV字形となって海岸に続く開析谷の両側に生育するタブノキ、スダジイ、ヤブツバキを主とした常緑照葉樹林である。

谷の南側斜面には、タブノキ、スダジイを主としてトベラ、ヤツデ、ヤブツバキ等の海岸性植物が生育し、林床にイノデ、ベニシダ、テイカカズラ等がみられるので、植生上、海岸地域におけるタブーイノデ群集の標象として位置づけられ、本県域の中では代表的な暖帯林として貴重である。

また、谷を吹き上げてくる海からの風は、神社裏側の山脚部に突き当たるため、ヤブツバキを優占種とする常緑樹林がその強い風の影響によって、樹高4～5メートルと矮性化して特異性のある生態を有している。

動物相は、個体数の少ないアサギマダラ等が生息しており、これら動植物の生息する環境を保全する必要がある。

このため、本地域は、茨城県自然環境保全条例第3条第1項第5号に規定する「植物の自生地、野生動物の生息地」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植生

開析谷の南側斜面の常緑樹林は、高木層にタブノキ、スダジイ、ヤブツバキ、シロダモ、亜高木層にヤブツバキ、トベラ、シロダモ、モチノキ、低木層にヤツデ、ヒサカキ、スダジイ、草本層にイノデ、ベニシダ、アズマネザサ、キッコウハグマ、ジャノヒゲ、テイカカズラ等の暖帯性、海岸性の植物が生育し、植物組成上、タブーイノデ群集として本県の代表的な照葉樹林である。

また、樹齢800年と推定されるスダジイの大木のある神社の裏側には、ヤブツバキを主とするスダジイ、タブノキ等の常緑樹林がある。ここは、海からの強い風が当たるところなので、その風の影響により、常緑樹の樹高が4～5メートルと矮性化しており、生態的にも海岸性の特徴を示している。

谷の北側斜面は、クロマツ林が枯死した後、その林下に生育していた海岸性のヤブツバキ、トベラ、モチノキやスダジイ等の常緑樹林に変遷しつつある。

海岸に近い谷底部は、アズマネザサーススキ群集の草原になっており、海浜性のコウボウムギ、ハマエンドウ、スカシユリ等が生育している。ここには、タラノキ、コナラ、ゴンズイ、クロマツ等の木本植物が侵入しつつある。

イ 野生動物

常緑樹林や草原に生息するアオスジアゲハ、キアゲハ、アゲハ、ウラナミアカシジミ、ゴイシジミ、コムスジ、アカタテハ、ルリタテハ、ジャノメチョウのほか、個体数の少ないアサギマダラ(大型の美しい蝶)、関東地方以西に分布するチャバネセセリ、ウラギンシジミもよくみられる。

また、沢の流れに沿って、関東平野以南に分布するセスジイトトンボ、移動性の少ないナツアカネ、山地と平野部を移動するアキアカネやアジイトトンボ、カワトンボ、ギンヤンマ、オニヤンマ、シオカラトンボ等のトンボ類、昆虫類も豊富に生息している。

海岸に接していることからメダイチドリ、キョウジョシギ、トウネン、ハマシギ、ソリハシギ等の渡り鳥の休息地として絶好の場所でもあり、ヒバリ、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、コジュケイ、ウグイス、ムクドリ、キジバトの鳥類も確認されている。

ウ 地形、地質、自然現象

本地域は、鹿島灘に平行する隆起帯と、それを横切ってV字形の深い開析谷が形成されている。

地質は、海浜環境を推定させる砂礫層が15メートルの厚さを持ち、その上に関東ローム層があって、海からの風により、砂が台地縁辺を厚さ1～2メートルでおおっている。

また、気候は、年平均気温14.1℃、年平均降水量1,415mmである。

(3) 区 域

ア 区域の概要

本地域は、旭村の中央東側海岸に面した開析谷の両側及び稲荷神社周辺の森林地域とする。

イ 位置及び区域

茨城県鹿島郡旭村大字冷水及び勝下の一部(別図のとおり)

(4) 自然環境保全に関する基本的な事項

ア 保全すべき自然環境の特質

海岸に続く開析谷の斜面に生育しているタブノキ、スダジイ、ヤブツバキ等の常緑樹林は、植物組成上、タブーイノデ群集の相観を呈しており、本県の代表的な暖帯林として貴重な森林である。

また、神社裏のヤブツバキを主とした常緑樹林は、海からの強い風を真正面に受けている関係から、樹高4～5メートルと矮性化しており、生態上、特異性を有し、かつ本県の長い海岸線沿いの森林地域の中でも、あまり見られない植生である。

さらに、常緑樹を好むアゲハチョウや個体数の少ないアサギマダラ、関東地方以西に分布域を持つチャバネセセリ、ウラギンシジミ、セスジイトトンボ等の昆虫類の生息地及び渡り鳥の休息地としても良い環境を維持している。

このように、植物の生態上、重要な要因を含み、かつ、動物の生息環境を十分に具備していることから、積極的に自然環境の維持、保全を図る。

イ 権利制限関係の概要

開析谷の斜面は、飛砂防備保安林に指定され、後背地の農耕地を保全している。

ウ 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

植物組成上、タブーイノデ群集の相観を呈している常緑樹林は、本県にとって貴重な暖帯林である。また、海からの風の影響を受けて矮性化しているヤブツバキを主とする森林も、生態上、特異性を有し、かつ、個体数の少ないアサギマダラや分布域の限られる昆虫類、渡り鳥等も全域にわたってみられるので、これらの動植物の生息する地域を特別地区に指定し、自然環境の保全に努める。このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

エ 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病害虫防除施設、給餌施設及び養殖施設を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名 称	位置及び区域	面 積	土地所有別面積	摘 要
玉沢自然環境保全地域特別地区	茨城県鹿島郡旭村大字冷水972外5筆の一部及び大字勝下1676-1外1筆の一部	2.50 ヘクタール	民有地 2.50 ヘクタール	タブーイノデ群集の相観を呈する常緑照葉樹林、ヤブツバキを主とした常緑樹の矮性林及び豊富な動物相の保全を図る。

総括表

区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積(ha)	—	—	2.50	—	—	—	—	—	2.50
地区別面積(ha)	2.50			—			2.50		
地区別比率(%)	100			—			100		

(6) 保全のための規制に関する事項

ア 野生動植物保護地区は次のとおりとする。

該当なし

イ 茨城県自然環境保全条例第6条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面 積	土地所有別面積
茨城県鹿島郡旭村大字冷水972外5筆の一部及び大字勝下1676-1外1筆の一部	木竹の伐採は原則として単木択伐(択伐率、現在蓄積の10パーセント以内)とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には択伐(択伐率現在蓄積の30パーセント以内)とする。	2.50 ヘクタール	民 有 地 2.50ヘクタール

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法・ 限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の 方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別 面積 (h a)	—	—	—	—	—	2.50	—	—	—	—	—	2.50
方法・限度別 面積 (h a)	—			2.50			—			2.50		
方法・限度 別比率 (%)	—			100			—			100		

ウ 同条例第6条第4項第7号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原
該当なし

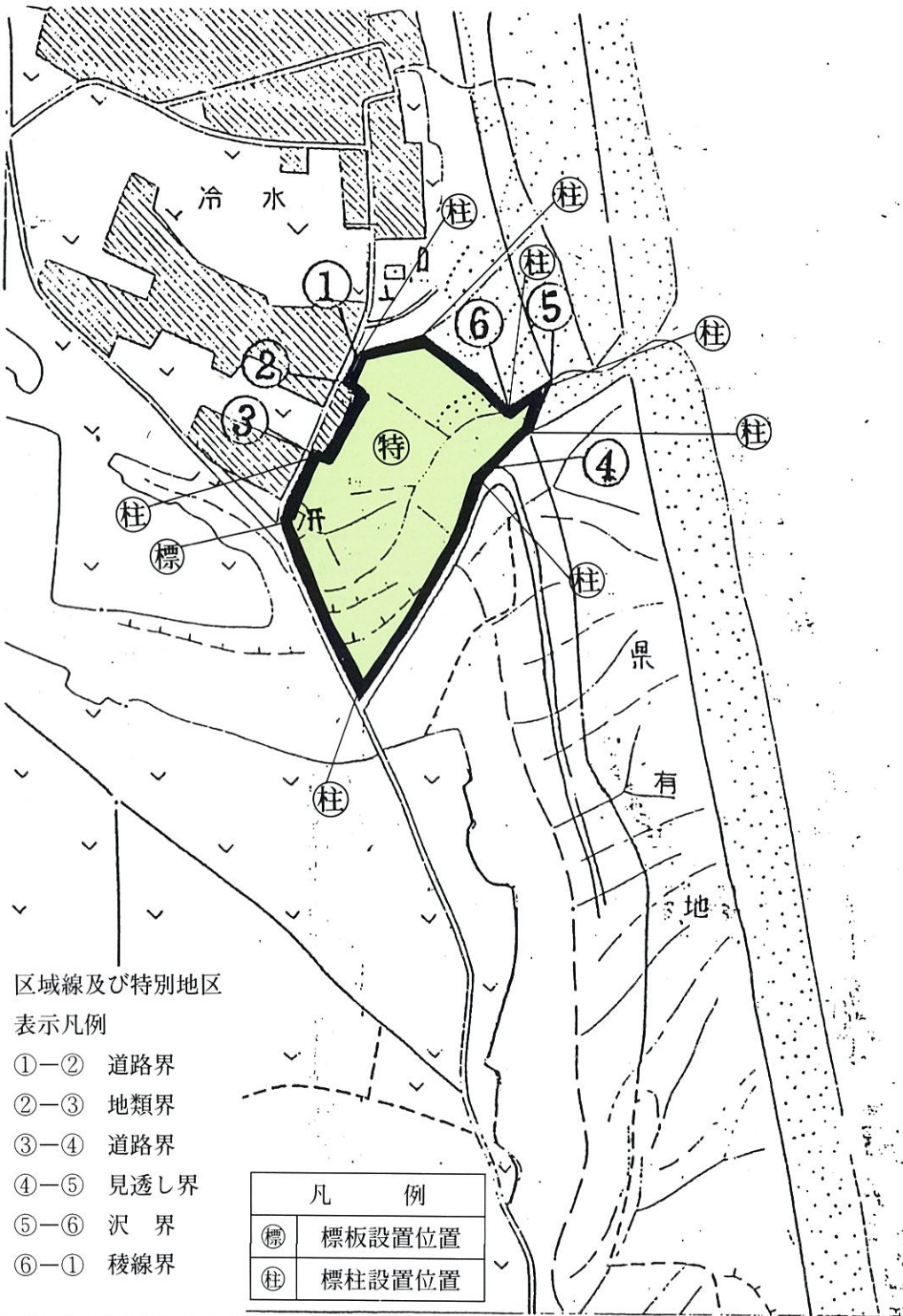
玉沢自然環境保全地域位置図

S = $\frac{1}{50000}$



玉沢自然環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{5000}$$



区域線及び特別地区
表示凡例

- ①—② 道路界
- ②—③ 地類界
- ③—④ 道路界
- ④—⑤ 見透し界
- ⑤—⑥ 沢界
- ⑥—① 稜線界

凡 例	
標	標板設置位置
柱	標柱設置位置